

氏名	野口 晃菜		
学位の種類	博士（障害科学）		
学位記番号	博甲第 8640 号		
学位授与年月	平成 30年 3月 23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	米国スタンダード・ベース改革における障害のある児童生徒の通常教育カリキュラムへのアクセスに関する研究		
主査	筑波大学准教授	博士（障害科学）	米田 宏樹
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	安藤 隆男
副査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	岡 典子
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	藤田 晃之

## 論文の内容の要旨

野口晃菜氏の博士学位論文は、米国スタンダード・ベース教育改革下における障害児の通常教育カリキュラムへのアクセスの現状と課題を、文献研究と実地調査によって検討したものである。米国のスタンダードにもとづく通常教育カリキュラムと学習評価システムの導入があらゆる児童生徒の多様性に応えるインクルーシブ教育システムとして機能するのかが否かが、本論文の問いであるといえる。その要旨は、以下のとおりである。

序章では、著者は UNESCO の提言や先行研究にもとづき、インクルーシブ教育を目指すためには、通常教育と障害児教育に二分化されたシステムからの脱却と通常教育システム自体の再構築の必要があるとまとめている。さらに、米国のスタンダード・ベース改革の展開とそれに対する評価等について、先行研究を整理している。著者は、米国のインクルーシブ教育は、すべての児童生徒のスタンダードの達成を目指し、障害児童生徒と障害のない児童生徒とが同じ場で学ぶことのみでなく、同じ教育内容にアクセスすることを求める制度として形作られてきたものであると、その背景をまとめている。また、その一方で、米国の研究者からは、次のような懸念が示されていることを指摘している。すなわち、この改革によって、障害児教育で伝統的に大切にされてきた機能的な生活スキルの指導が希薄になることや、学力試験成績のみで教師や学校の教育成果が評価されることから、障害児童生徒を含め、学力が低いマイノリティの教育に消極的な教師や学校が生じる危険性がある、といった問題である。著者は、このような背景的理解を踏まえ、本論文全体の目的は、米国のスタンダード・ベース改革における障害児生

徒の位置付けと通常教育カリキュラムへのアクセスを前提とした支援システムの現状と課題を明らかにすることであるとしている。

第1章では、関連教育法における障害児童生徒の通常教育カリキュラムへのアクセスに関する規定の分析と、特に知的障害児に対するカリキュラムのあり方に関する議論の分析をもとに、米国における障害児童生徒に対する教育の変化について述べている。米国では1983年の「危機に立つ国家」以降、全児童生徒の学力向上と学力格差の解消を目的としてスタンダード・ベース改革がなされてきた。著者は、障害児童生徒に対してもスタンダードにもとづく通常教育カリキュラムへのアクセスが義務付けられるようになった背景として、個別障害者教育法(IDEA)の改正法案作成の議論の中で、従来の障害児教育(特別教育)の問題点が、障害児の教育成果に焦点を当ててこなかったことにあると評価されたことに注目している。また、著者は、就学児童生徒全体の1%にあたる「最重度の認知障害のある児童生徒」については通常のスタンダードとは異なる代替スタンダードの設定が認められたが、代替スタンダードについても機能的な生活スキルによる評価が認められず、原則として教科にもとづくスタンダードの設定が義務付けられたことを指摘し、米国における「通常教育カリキュラムへのアクセス」とは、誰もが同じ教科の教育内容へアクセスすることであり、同じ達成スタンダードが適用できない障害児童生徒の場合も、同じ内容スタンダードにアクセスすることこそが、当該児童生徒の学習を保障するという考え方であるとまとめている。

第2章では、障害児童生徒を通常教育カリキュラムにアクセスさせるための方法について、指導に対する反応モデル(Response to Intervention: RTI)と通常教育カリキュラムの修正のあり方の2点から検討を加えている。IDEA改正法においては、学習障害の判定にディスクレパンシーモデルが要求されなくなり、児童生徒の学力や行動面、機能面、環境などの重要な情報を日常の指導記録や試験などから得ることで、児童生徒の通常学級における成功を最大限に導く試みであるRTIモデルの導入が推奨された。著者は、RTIの導入で通常学級における指導に科学的根拠が用いられるようになり、通常教育の担任教師がこれまでよりも児童生徒の反応を観察し、より障害児を含む学級の児童生徒のための適切な指導方法を模索し教育改善に努めなければならなくなったことを指摘するとともに、障害児童生徒の実態によっては通常学級でできる工夫が限られるため、通常学級における効果的な介入でも良好な反応のみられない児童生徒については、特別な場での特別指導や集中的な介入が必要であるとまとめている。さらに著者は、障害児童生徒のための通常教育カリキュラムの修正方法を、①教育方法の変更、②教育内容の変更、③個別カリキュラムの作成の3類型に分類し、通常教育カリキュラムへのアクセスの困難の度合いが大きい児童生徒の場合の個別カリキュラムの作成において、教科的内容と機能的な生活スキルとのバランスをどのようにとることが将来の社会生活につながるかについての検討は未だに不十分であると指摘している。

第3章では、イリノイ州初等教育学区のうち、シカゴ近郊の一学区を対象にした実地調査の結果をもとに、学校現場における障害児童生徒の通常教育カリキュラムへのアクセスの実態について述べている。著者は、代替試験対象児童生徒の在籍学級においては、使用教材はスタンダードにもとづくものであるものの、児童生徒一人ひとりの実際的な学習課題は機能的な生活スキルに関するものが多数であるという実態から、特に知的障害児童生徒を中心に必要であるとされている機能的な生活スキルの指導が学校現場においては依然として重視されていることを指摘している。

終章では、第1章から第3章までの検討結果から総合考察を行っている。著者は、米国における障害児教育の変化を、障害児童生徒の教育成果に対する説明責任を果たす取り組みとしてとらえ、個別のカリキュラムから通常教育カリキュラムを学ぶための特別教育に転換したものであると考察している。このスタンダードにもとづく通常教育カリキュラムと評価システムの導入が、あらゆる児童生徒の多様性に応えるインクルーシブ教育システムとして機能するののかという本論文の中心的な問いに対して、著者は、通常教育カリキュラムへのアクセスという枠組みでは、代替達成スタンダードの対象となる児童生徒、すなわち、重度障害児のような学習困難の度合いの大きな障害児童生徒までを内包するには限界があること、教育成果を教科の指標のみによって評価することにも限界があることから、否定的な結論を導き出している。著者は、教科内容の習得に関する評価とともに生活指導等行動面の教育成果の評価方法も明確にし、両者を含めた説明責任システムを構築することが重要であり、今後の課題であるとまとめている。

## 審査の結果の要旨

### (批評)

本論文は、障害児の通常教育カリキュラムへのアクセスが、インクルーシブ教育の主潮となっている現在にあつて、米国スタンダード・ベース教育改革下の障害児の通常教育カリキュラムへのアクセスの現状と課題を明らかにしたものである。通常教育と特別教育とを「教科のスタンダード」という共通言語でつなぎ、RTI やカリキュラム修正等の支援を行うことで、より多くの児童生徒の通常教育カリキュラムへのアクセスが促されることが示された。その一方で、同一の教科スタンダードでの学習が困難な児童生徒に対しては、成績責任システムと学校における教育実践との乖離が生じている可能性も示唆された。インクルーシブ教育の実現方法の一つとしての通常教育カリキュラムへのアクセスという考え方の可能性と限界について一定の知見を示していることから、本論文は博士論文の水準にあると判断できる。

平成 30 年 1 月 16 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。よつて、著者は博士（障害科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。